

史跡松本城サイン・動線計画業務策定委託
特記仕様書

1 目的

本業務では、来場者に史跡松本城の価値や魅力をより一層理解してもらえるように、サイン計画と動線計画相互に整合が取れた一体的な計画を策定することを目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、上述の業務に適用し、その基本内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても業務に必要な事項については、松本市長（発注者）と協議の上、受託者の責任において誠実に履行すること。

3 業務委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務対象範囲

往時の松本城内及び旧開智学校校舎周辺

ただし、調査範囲については、動線の起点となる松本駅周辺も行うものとする。

5 契約金額の支払い

年度ごと、業務委託料を支払うものとし、令和7年度は、業務内容に定められた事項の履行確認ができ次第支払い、令和8年度においては、全ての業務が完了し、完了検査合格後に契約金額の残額を支払うものとする。

6 契約金額の支払い限度額

債務負担行為に係る契約の各会計年度における契約金額の支払い限度額は、以下のとおりとする。

令和7年度 ￥8,150,000－（消費税相当額を含む）

令和8年度 ￥8,080,000－（消費税相当額を含む）

7 業務実績

過去10年（平成27年度から令和6年度まで）に、史跡、名勝、天然記念物のいずれかに関する計画、設計または施工における元請けでの受注実績を有すること。

8 情報の保護

- (1) 受注者は、松本市個人情報保護条例等の関係法令を遵守した適切な個人情報管理体制とセキュリティ体制を担保し、業務を進めなければならない。
- (2) 受注者は、本業務において知り得た情報を発注者の承諾を得ずに目的外に使用してはならない。また、契約満了後においても同様とする。

(3) データ保護・著作権等について

ア 受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、または本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

ウ 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写または複製してはならない。

エ 受注者は、業務の履行にあたって、第三者の著作権を侵害してはならない。

オ 受注者は、当該著作権に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を引渡時に発注者に譲渡するものとする。

9 業務計画書

受注者は、業務着手に先立ち発注者と十分な協議を行った上で、受注者が業務計画書を作成し、事前に発注者の承認を受けること。

10 業務内容

本業務にあたり、受注者は『史跡松本城保存活用計画』（平成28年9月30日 松本市教育委員会）及び『史跡松本城整備基本計画』（令和6年3月 松本市教育委員会）に基づき、発注者と協議のうえ以下の業務を行うこととする。

なお、令和7年度は以下の(1)、(2)、(3)、(7)を行い、令和8年度に(4)、(5)、(6)、(7)を行うものとする。

(1) 計画準備

史跡に関する資料及び、その他の関連計画等を収集・整理を行い、松本城の本質的価値の把握のための歴史、建築、文化財等の計画策定に必要な調査及び情報の把握をすすめる。

(2) 現状把握

業務対象範囲における松本城に関するサイン及び公共サイン等の設置者及び設置箇所、種類、内容、状態等を確認し、サイン台帳を作成する。

来場者の動線状況について、回遊したルートやその始点、交通手段、飛び地となっている史跡への訪問者数等の調査を行う。

なお、動線に関する調査時期は、繁忙期（9月頃）と閑散期（12月頃）の平日及び休日に行う。

(3) 課題の抽出

現状の整理、課題の抽出を行いとりまとめる。

(4) サイン計画の策定

ア 将来に渡り計画されている松本城の整備を見据え、来場者に松本城の価値が伝わるように不足している解説サインや誘導サイン等の配置箇所を動線計画と整合を図り計画する。

イ 設置個所やサインの形状等については、管理者・関係機関、法規等と調整のうえで計画する。

ウ サインデザインは、コンセプトや本体の色彩や素材等の方針を定め、サインの種類（案内、解説、誘導、規制等）・形状ごとにデザイン案を作成する。

エ サインの表示内容は、QRコードの活用や多言語標記など、誰にでもわかりやすい内容の表示手法を検討する。

(5) 動線計画の策定

ア 往時建物等があった箇所にある通路や、往時はなかった通路（土橋）の動線の見直しを図り、松本城の本質的価値を体感することができる計画を策定する。

イ 史跡松本城整備基本計画で定める第1期以降（10年後）、第2期以降（20年後）、第3期以降（50年後の）の新たな動線（案）を作成する。

ウ 飛び地となっている史跡への人の流れを作り、松本城内の回遊性を高めた動線（案）を計画する。

(6) 概算工事費の算出

これまでのサイン・動線計画に従ったサインの作成及び設置に係る概算工事費積算書の作成を行う。

(7) 委員会運営、打合せ

当該業務は「史跡松本城整備委員会」への協議や文化庁の指導助言を踏まえて進捗するものであり、必要な資料作成及び会議への出席を行うこと。

ア 発注者協議 7回程度（着手時、中間時5回程度、完了時）

イ 関係機関協議支援 3回程度（R7：1回、R8：2回）

ウ 委員会協議支援 3回程度（R7：1回、R8：2回）

11 成果品

本業務における成果品は以下のとおりとし、成果品のとりまとめの内容やデータ形式等の詳細については委託者及び受託者の協議の上決定する。

(1) 完了報告書 2部

(2) その他当市が必要と認める書類 一式

12 所有権等

本業務によって得られた成果品の所有権はすべて本市に属し、許可なく使用、貸与、公表してはならない。

13 特記事項

(1) 委託料には、委員会及び打合せ・協議への出席に係る費用等も含むものとする。

(2) 業務完成後においても受注者は発注者の疑義については速やかに回答するとともに、不適格な箇所は無償にて成果品を訂正しなければならない。

(3) 本特記仕様書に定めのない事案が生じた場合には、双方により協議して対応を決定する。

- (4) 受注者は、作業実施中に不測の事態が生じた場合は、遅延なく監督職員に連絡を行い、その指示に従わなくてはならない。